

京都市歯周疾患予防健診事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市歯周疾患予防健診事業（以下「事業」という。）は、歯科健診等を通じ、歯・口の健康状態の把握や歯周疾患（歯周病）の発症・重症化予防、口腔保健意識の向上を図り、口腔健康管理を推進することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 この事業は、一般社団法人京都府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、事業実施日時点で、次の各号の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 市内在住の満20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者
- (2) 京都市国民健康保険の特定健診データに基づく糖尿病患者又はその疑いがある者で市内に住所を有する者
- (3) 京都市妊婦歯科健診事業の対象となる妊婦（以下「対象妊婦」という。）が「配偶者あるいはそれと同等に子育てを行うと認める者（以下「パートナー」という。）」で、市内に住所を有する者

(受診回数)

第4条 受診は、同一人について、次の各号のとおりとする。なお、複数の対象者の要件に該当する者にあたっては、他の号の受診回数に算入しないものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に定める者は、各年齢において1回
- (2) 第3条第1項第2号に定める者は、各年度1回
- (3) 第3条第1項第3号に定める者は、対象妊婦の妊娠期間中において1回

(無料クーポン券)

第5条 市長は、第3条第1項第2号に規定する糖尿病患者等に対し、無料クーポン券を1枚交付する。

- 2 市長は、台帳を整備し、無料クーポン券の交付状況を明らかにするものとする。なお、台帳は5年間保存する。

(パートナー歯科健診受診券)

第6条 市長は、第3条第1項第3号に規定する妊婦のパートナーに対し、母子健康手帳交付時に、対象妊婦を通じパートナー歯科健診受診券（以下「パートナー受診券」という。）を1枚交付する。

- 2 市長は、前項に定める交付を受けていない対象者に対し、パートナー受診券（単票）を対象妊婦を通じて1枚交付する。パートナー受診券（単票）の取扱いは、パートナ

一受診券と同様とする。

- 3 市長は、台帳を整備し、パートナー受診券（単票）の交付状況を明らかにするものとする。なお、台帳は5年間保存する。

（事業内容）

第7条 この事業における歯科健診は、歯科医師会が実施医療機関として指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において実施するものとする。なお、指定医療機関は、歯科医師会が実施する講習を修了し、実施医療機関として適切と認められた医療機関とする。

- 2 この事業で実施する項目は次の各号のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 歯周組織の検査
- (3) 口腔内一般検査（現在歯・喪失歯の状況、補綴の状況、歯石の付着状況、口腔清掃状態等）
- (4) 健診結果に基づく口腔保健指導
- (5) その他口腔保健の向上に必要なこと

（実施方法）

第8条 この事業を希望する者は、指定医療機関を受診し、歯周疾患予防健診記録票（以下「健診記録票」という。）に必要な事項を記入する。なお、第3条第1項第2号に定める者は無料クーポン券を、第3条第1項第3号に定める者はパートナー受診券又はパートナー受診券（単票）を指定医療機関に提出する。

- 2 指定医療機関は、受診者が対象者であることを確認のうえ、第7条第2項に定める項目を実施し、健診記録票に健診結果を記入する。なお、実施に当たっては、別に定める実施マニュアルに則するものとする。

- 3 指定医療機関は、記入された健診記録票（受診者用）を受診者に手渡し、結果を通知するとともに健診記録票（医療機関用）を保管するものとする。

- 4 指定医療機関は、健診終了後、京都市に実施報告を行うものとする。

（受診者負担）

第9条 この事業による健診を受ける者は、本事業に要する費用のうち、受診者負担金として、1回当たり500円を健診を実施した指定医療機関に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる者が当該各号に掲げる書面を提示又は提出したときは、受診者負担金を支払うことを要しないものとする。

- (1) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例に基づく医療の給付を受けている者

当該給付を受けるために必要な医療給付受給者証の提示

- (2) 生活保護世帯に属する者

福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書の提出

- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書の提出
- (4) 当該年度分市民税（４月から５月までは前年度分）が非課税の世帯に属する者
各種検診（健診）等料金減額・免除証明書又は本人を含む世帯全員の課税証明書の提出
- (5) 第３条第１項第２号に規定する者
無料クーポン券の提出
- (6) 第３条第１項第３号に規定する者
パートナー受診券又はパートナー受診券（単票）の提出
- (7) その他市長が特に必要と認めた者
市長が特に必要と認めた書面の提出

（受診者負担金の還付）

第１０条 第３条第１項第２号に規定する対象者が、無料クーポン券を受け取った年度中に、受診者負担金を支払って本事業の健診を受診し、その負担金の還付を求める場合は、京都市歯周疾患予防健診受診者負担金還付請求書に未利用の無料クーポン券及び受診者負担金を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

２ 還付の請求は、無料クーポン券を受け取った翌年度４月３０日までに行うものとし、郵送により請求を行う場合においては、当該日の消印を有効とする。

（健診費の請求及び支払）

第１１条 指定医療機関は、事業を実施したときは、京都市が定める期日までに、健診費請求書に、健診記録票（請求用）及び第９条第２項に規定する書面がある場合は当該書面を添えて提出し、京都市が定める額の健診費を市長に請求するものとする。なお、本請求における健診記録票（請求用）の提出をもって、第８条第４項に定める実施報告を兼ねることができる。

２ 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは健診費を支払うものとする。

３ 市長は、前項に定める審査支払に係る事務について、京都府国民健康保険団体連合会に委託することができる。

（事業の周知）

第１２条 この事業の趣旨を踏まえ、京都市及び関係機関は対象者へ事業の周知に努め、受診を勧奨するものとする。

（報告）

第１３条 歯科医師会は指定医療機関に変更が生じた場合は、速やかに京都市に報告す

るものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年5月31日以前に母子健康手帳の交付を受け、かつ令和7年10月1日時点で京都市妊婦歯科健診の事業対象である妊婦のパートナーで、要綱第3条第1項第3号に該当する者は、要綱第6条に規定するパートナー受診券又はパートナー受診券(単票)の代わりに、申出書の提出をもって、本事業を受けることができるものとする。